

令和7年4月及び5月に処遇改善加算等を取得する場合等の取り扱い

■令和6年度に引き続き令和7年4月以降も同区分の加算を算定する場合

《提出書類及び提出期限》

- ・計画書 令和7年4月15日(火)

■令和7年4月から新規算定または区分変更をする場合

《提出書類及び提出期限》

- ・計画書 令和7年4月15日(火)
- ・体制届、体制状況一覧表 令和7年4月1日(火)

■令和7年5月から新規算定する場合

《提出書類及び提出期限》

- ・計画書 令和7年4月15日(火)
- ・体制届、体制状況一覧表
 - ※GH、地密特定以外 令和7年4月15日(火)
 - GH、地密特定 令和7年5月1日(木)

■令和7年6月以降に新規算定する場合

《提出書類及び提出期限》

- ・計画書 加算を算定する前々月の末日まで
- ・体制届、体制状況一覧表 通常の加算の届出日まで
 - ※可能であれば、計画書と同時に体制届、体制状況一覧表も提出下さい。